

各教育局長 様

学校教育局参事（生徒指導・学校安全）

児童生徒等の安全確保及び学校の安全管理の徹底について（通知）

このことについては、日頃から各学校等において取り組んでいただいているところですが、10 月 30 日、札幌市内の路上で、下校途中の女子中学生が車に乗った男に声をかけられ、車内に無理やり連れ込まれるという事件が発生しました。幸い、当該生徒は隙を見て逃げ出し、けがはありませんでしたが、今後、夕暮れが早くなり、一層注意が必要となります。

については、管内の学校等において、次の点に留意して児童生徒等の安全確保の徹底が図られるよう、管内の市町村教育委員会、小学部・中学部を設置する道立特別支援学校及び中等教育学校に対し、改めて指導願います。

記

〔安全確保のための留意点〕

- ・児童生徒等に対し、不審者を見かけたり、犯罪につながる事態が起こったりした場合は、大声を上げる、教職員や保護者に知らせる、交番や「子ども 110 番の家」に駆け込むこと等の対処方法について、「いかのおすし」という合い言葉による指導を繰り返し丁寧に行うこと。
- ・児童生徒等に対し、どんな小さなことであってもためらわずに、「いつ」、「どこで」、「どのような人が」、「何をしていた」という情報を周囲の信頼できる大人や警察に確実に知らせる指導を徹底すること。
- ・児童生徒等に対し、人通りが少ないなど、注意を払うべき箇所や、交番、「子ども 110 番の家」等の緊急避難できる場所を、「通学路安全マップ」などにより周知を徹底すること。
- ・警察等の関係機関、PTA や地域住民等と連携して、不審者の出没や児童生徒等への声かけ事案等に関する情報、事件・事故の発生に関する情報を速やかに収集・伝達する体制を確立し、情報を迅速に児童生徒等や保護者に確実に伝えること。
- ・保護者や地域住民等に対し、不審者の声かけやつきまといなどの犯罪発生情報や、防犯に関する情報を迅速に入手して適切に対応することができるよう、「ほくとくん防犯メール」への登録や不審者を見かけた際などの警察への通報についての周知を徹底すること。
- ・学校支援のボランティアの協力を得た見守り、巡回、「子ども 110 番の家」の整備、看板の設置など、児童生徒等の安全を見守る体制を拡充すること。

〔参考資料〕

- (1) 「学校安全推進資料」（平成 26 年 3 月 北海道教育委員会）
- (2) 「学校における危機管理の手引き（改訂 2 版）適切な学校運営のために」（平成 25 年 3 月 北海道教育委員会）
- (3) 北海道警察 Web ページ：
<http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/info/seian/jwat-hokuto/koekake/koekake.html>

（生徒指導・学校安全グループ）